

---

プロジェクト

項目 **第6回 SSBJ 設立準備委員会で聞かれた意見**

---

## 本資料の目的

1. 本資料は、第6回SSBJ設立準備委員会（2022年4月21日開催）において聞かれた意見をまとめたものである。

## 聞かれた意見

### ISSB公開草案の概要（審議事項(1)-1関連）

#### （S1基準案）

2. バリューチェーンの捉え方は各社で異なる可能性があるため、本公開草案における具体的な定義を確認したい。
3. S1基準案の比較情報について、適用初年度の比較情報の開示の免除が提案されているという理解で正しいか確認したい。また、重要性（materiality）について、「開示要求に準拠するのみでは企業価値評価に資する情報として不十分な場合は追加の開示を検討する」とあるが、検討は義務なのか、又はできる規定なのか。
4. 同じ条件（same terms）かつ同時に入手可能である場合に、報告書間の相互参照が可能であるとする点については、実務に関する追加のガイダンスが必要ではないかと考える。例えば、有価証券報告書、統合報告書、自社のホームページに掲載される資料では、それぞれ公表に係る社内の意思決定プロセスや修正時の手続が異なるが、何をもって同じ条件であるかの判断が実務上難しい可能性がある。
5. サステナビリティ関連財務情報とは、関連する財務諸表に含まれる情報を補足・補完するものとされているが、サステナビリティ基準と会計基準の位置づけを改めて確認したい。具体的には、会計基準には産業別の基準が存在しない一方、サステナビリティ基準では産業別の基準が本基準と同じ位置づけで入っているが、この理由を教えてほしい。
6. サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別並びに開示について、第51項でISSB

基準を「参照しなければならない (shall refer)」と、SASBスタンダードや強制力のないガイダンス等を「考慮しなければならない (shall consider)」という記載があるが、先々のテーマ別開示や産業別開示といったプロセスを見据えた際に、「shall consider」が付録や別冊ではなく基準案の本文において、SASBスタンダードやCDSBフレームワーク適用ガイダンスの例示と共に記載されたことの意味は重いと考えている。このshall considerが示す範囲は広範にわたると考えているが、開示の前段としての重大なリスクや機会の特定を求める話なのか、さらに踏み込んだことが求められているのか、shall referに対する解釈と合わせてどのように理解すればよいか。

7. 結論の根拠を読むと、「考慮しなければならない (shall consider)」は、正式な要求事項ではないとの記載があり、要求事項としては幾分ではあるがきつくないように読める。S1基準案のみでは、そのニュアンスは読み取れないため、この点はコメントしていく必要があると考える。

**(S2基準案：戦略)**

8. 移行計画における気候関連の目標に関する情報として、バリューチェーンを通じ達成される排出目標の開示を要求することが提案されているが、スコープ1、2、3すべての情報の開示が要求されているのか。スコープ3はカテゴリーが1から15まであり、セクターによっては、現状、必ずしもそのすべてについて開示ができていないように思うが、このカテゴリーについても、関係するものすべての開示が要求されているのか。定量的情報の開示要求について、開示を行うかどうかはセクター単位で検討する必要があるのか、それもと企業側の判断に任されているのか。また、短期、中期、長期という開示における時間軸について、具体的な定義や基準があれば教えてほしい。
9. S2基準案では、プロトタイプと比較して、財務諸表の会計上の見積りとのつながりを意識した開示が新たに加わった印象があるが、この記載は財務諸表の注記との関連性を意識したものなのか。また、テーマ別開示と産業別開示との関係については、まずはテーマ別開示から入り、次に産業別開示の内容を具体的に検討していくという基準の構造だと理解しているが、相違ないか。
10. 目標に関する情報の中で、カーボン・オフセットが個別具体的に記載されている理由は何か。

11. 開示事項に関して、「直近の (most recently)」という表現が指す具体的な期間はあるのか。次に、全般的な原則を定めているS1基準案では、「関連する財務諸表と同じ報告期間かつ同時に開示する」とある一方、気候変動に関わるS2基準案では「翌年度の資産及び負債の帳簿価格に重要性がある修正が生じる重大なリスクがある気候関連のリスク及び機会に関する情報」を開示することとなっているが、気候関連開示においては、S2基準案の定めがS1基準案に優先されるとの理解で良いか。また、サステナビリティ基準で要求される指標を開示できる期間が、データの入手可能性等の理由から、財務諸表上の報告対象期間と合致しない可能性がある一方で、S1基準案では第66項における「サステナビリティ関連財務開示は、財務諸表と同じ報告期間でなければならない」との定めを上書き (override) する定めはないように思うが、その認識で良いか。事務局の仮訳で見られる「may (する可能性がある)」や「shall (すべきである)」のような基準の拘束性を定める表現について、会計基準上の使い分けはあるのか。

**(S2基準案：リスク管理、指標及び目標)**

12. GHG排出に関して、スコープ1及び2について連結会計グループ以外にも開示を求めることになった背景は何か。S2 基準案は、GHGプロトコルに基づいた開示を求める内容となっており、そこでは自社範囲については、企業が出資比率基準又は支配力基準により判断することとなっている。一方で、一般的に、スコープ1及び2の開示は、連結財務諸表の連結範囲と連動している場合が多く、重要な子会社が切り出されているということもあり、既存の開示慣習とはあまり合っていない印象がある。また、スコープ3では二重計上の議論がよく出るが、スコープ1及び2で連結グループ以外も含めるとなると、スコープ1及び2とスコープ3との間で二重計上が生じることが懸念される。
13. 指標及び目標の開示事項として「産業横断的指標カテゴリーに目的適合性がある情報」という記載があるが、これはS2基準案の目的である「重大な気候関連のリスク及び機会」と同じ内容を指しているのか。
14. プロトタイプと比較して、リスク管理に機会の開示が新たに追加されているが、リスク管理として機会について開示するイメージが湧かない。公開草案では、どのようなねらいから機会が追加されたのか。
15. 指標及び目標について、「移行リスク及び物理的リスクの影響を受けやすい資産又は事業活動の金額の割合」という記載における「影響を受けやすい (vulnerable)」

資産とは、将来に言及した内容だと理解している。その観点で、戦略における「重大な (significant) 気候関連のリスク及び機会が財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与える影響、並びに、短期、中期及び長期にわたり予想される影響」は、将来に言及した議論という意味では、結果的に同じような内容を開示することになると想定しているが、そのような解釈で問題ないか。また、「影響を受けやすい (vulnerable)」という用語の解釈が、企業により異なることで、開示される情報も異なってくる懸念がある。ISSB基準では、この用語の解釈が報告企業側に委ねられているのか。

### ISSB公開草案「IFRS S1号『サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項』」に対するコメントの検討（審議事項(2)-1関連）

#### （ISSBにおける議論の進め方）

16. S1基準案に対するコメントであるとしつつも、原則主義と細則主義の議論や産業別の議論など、S2基準案へのコメントと思われる箇所も一部見受けられるが、S2基準案へのコメントは、今回事務局が示したS1基準案へのコメントレター案とは別に作成するとの理解で良いか確認したい。また、細則主義のアプローチに関する指摘は、主にS2基準案の産業別開示に当てはまるように思うが、戦略やガバナンスなど全般的な要求事項にも当てはまるものなのかも併せて確認したい。
17. サステナビリティ基準の議論が全体として思わぬ方向へ進むことを防ぐ観点から、企業価値に関わる根本的な事項については、一見して当たり前と思われるような部分も含め、レターの冒頭のほうで、提案されている基本的な考え方を支持する旨を明確に打ち出しておくべきと考える。
18. サステナビリティ基準を開発する目的は、基準を通じた開示によってサステナビリティに関する課題を改善していく点にあると考える。気候変動を例に挙げると、基準は、投資家への情報提供や比較可能性の確保といった目的だけでなく、より上位の目的として脱炭素への取組みを加速させるものでなければならないと考えており、そのような目的に合致した内容であるかという点を強調していくべきと考える。
19. プロセスの透明性を確保すべきとの事務局のコメントには賛同するが、「ゼロから検討することも排除すべきでない」という記載は、表現としてやや強い印象を受けたため、具体的にどのような懸念に基づいたものなのか確認させてほしい。

**(「グローバル・ベースライン」の開発)**

20. 国内の基準開発を行っていくうえでも、グローバル・ベースラインの位置づけは重要であると考えられるが、現時点ではまだ曖昧な印象があるため、「必要最小限の要求事項という意味であると理解している」として明確に意見を発信するコメント案には同意する。その上で、「ISSBがどのような企業を想定して本公開草案を開発しているのか」について明確化を求めるコメントの趣旨を確認したい。

原則主義及び細則主義の議論やコメントを行うのであれば、それぞれがどの部分を射程にしているかをもう少し明確にすべきと考える。

21. 「必要最小限の要求事項」との文言については、「各国共通で必要とされるコア部分に限定された要求事項」との言い方ではどうかと考えており、この点、今後関係者と共に検討を進めていきたい。また、「細則主義的な要求事項を定めている」ことについては、各国、各産業、各企業において異なる課題を抱えている状況の下では、細則主義的なアプローチで統一的な要求事項に基づいた単純な比較は意味をなさないのではないかと考えている。加えて、基準の体系の整理においては、まず基準設定主体がグローバル・ベースラインの考えのもとで開示目的に従って開示が必要かどうかを検証したうえで項目を絞り込むプロセスが先にあり（基本的には任意開示にすべきであるとするが）、その後「Comply or Explainに基づく要求事項とする項目」の議論がある順序かと考える。

22. グローバル・ベースラインについてのメッセージの出し方は大事なポイントとの認識である。まず、米欧や日本含む各法域の基準設定や制度へ反映されるベースラインとなる基準とするとの前提に立つと、今回の公開草案における基準の粒度は、産業別開示を中心に細かすぎると考えており、事務局のコメント案に同意するが、その際にどの部分について細かすぎると考えるかは明確にする必要がある。また、産業別開示については、急ぎ過ぎではないか、すなわち、もう少し段階を踏んで進めていかないとベースラインとして受け入れられる環境が整わないのではないかとこのメッセージを出していったほうが良いと考える。

次に、細則主義的アプローチは企業のリソースの問題があるとの指摘は勿論であるが、より重要な視点として、基準が産業、事業構造、戦略における多様性を包摂していくということがあり、原則主義的アプローチはそのような多様性を受け入れていくものと認識している。こうした点を強調することも、ポジティブなメッセージの出し方としては良いと考える。また、原則主義の議論と関連して、今回の基準設定では、当初提案時から比較可能性が強調されており、結果として目的適合性

(relevance) が劣後している印象がある。提示されている質的特性の構造と、今回の提案にはギャップが生じているという気がしているため、この点も指摘してはどうか。

23. ISSBがどのような企業を想定しているのかという点については、IASBが開発している会計基準において想定されている企業と合わせて考えていくことが自然な発想といえる。また、仮に今後中小企業（SMEs）向けの基準が別途開発される可能性が想定されるのであれば、現時点でこのようなコメントが必要なのか疑問を感じる。

「本公開草案の内容は、グローバルに一貫して適用することが困難である」という表現については、基準に対してレベルダウンを要求しているという受け止め方をされる可能性があるため、開示に対して前向きなトーンを出す表現に変えたほうが良いと考える。

24. 昨年プロトタイプ公表後に、細則主義的であるといった批判が出たことなどを踏まえ、本公開草案では、マテリアリティの運用をかなり柔軟なものとする記載としている。この対応は、SASBが77業種の指標の開発時に、画一的であるという批判を受けた際に、企業がマテリアリティに基づいて判断できるという説明の仕方をしてきたことと同じように見える。このアプローチの問題点は、公開草案では要求事項のほぼすべてが、shallという同じような要求水準で書かれているにもかかわらず、基準上、マテリアリティの判断を通じて、要求事項から逸脱できる状態を基準上で作りだしている点にある。このことは、ハイレベルな要求事項に関しても生じており、基準の構造としても非常に不完全だと考えている。こうした点を補強していくためには、基準の構造の転換が必要であり、基準構造の転換の方法をどのように示していくかが、今回のコメントにおいて大きなポイントになると考えている。

25. 利用者側の視点では、ベースラインにおける必要最小限の情報は、企業価値に関する情報であると考えている。その企業価値に関する情報開示では、企業の規模が議論になることが多いが、気候変動開示では、規模よりも業態の視点が重要になるケースもあり得るため、単純に中小企業（SMEs）という規模の基準だけで区切ることができかどうかは慎重に考える必要がある。また、企業価値に結びつくような共通項を見つけ、整理をするといった観点もコメントするうえでは重要と考えられる。

#### **（基準の開発方針）**

26. 基準案全体を通じて細則主義のアプローチがとられているように見受けられる記載となっている印象があるため、特に産業別開示について指摘するほうが、実際

の議論に即した記載になると考える。

27. 原則主義と細則主義に関する議論は、ハイレベルな部分だけではなくて、どの部分が細則主義で適当又は不適当であり、どのような修正が必要となるかを示していくと良いと考える。また、産業別開示では、ディスクロージャートピックが開示目的との関連で十分に整理されていないため、基準の利用者が開示目的に照らしてその必要性を判断できない点が課題である。この課題の解決のためには、目的ベースのアプローチに基づいた基準の体系化の徹底を指摘すると良いと考える。その意味で、開示目的を満たすための具体的な目的の設定について、どの部分をどうしたら、目的ベースのアプローチが徹底できるのかを提案できると良いと考える。また、S1基準案とS2基準案の重複については、事務局の指摘のとおりだと考えるが、テーマ別基準と産業別基準については、重複よりは、両者の連結性・結合性が欠けている点に問題があると考え。したがって、目的ベースのアプローチに基づいて、テーマ別基準の中に開示トピックの記載をある程度行ったうえで、産業別開示につながりをもたせられると、基準としても明確な構造になると考える。
28. 目的ベースのアプローチが公開草案では徹底されていないという点をコメントで指摘していくとよいと考える。また、産業別開示について、SASBスタンダードでは複数の資料により説明が行われているが、ISSBの基準はSASBスタンダードの結論の部分だけを取ってきているような印象があり、企業や投資家に対する説明が不足している点もコメントしていく必要がある。また、情報の粒度に関するコメント案では、11のセクターに該当するかを検討すべきとの記載になっているが、明確な根拠がない限りは、11セクターと明言しない方が良いかと考える。
29. 産業別開示について、「開示目的を明確にしたうえで、当該目標を満たす指標の選択を企業に求めるべき」とのコメントは、グローバル・ベースラインの考え方に基づけば、そもそもある程度の自由度が企業側にあると理解している。したがって、グローバル基準で必要最小限の項目を選択した上で、その他の項目は企業の判断に基づく任意開示にする、という趣旨の記載とした方が良いのではないかと考える。
- また、次に、「11セクターに該当するかどうかの検討を企業に求めるなど」という部分は、例えば同じインフラセクター内でも電気事業とガス事業では、スコープ1, 2, 3の目標設定や削減方法が大きく異なっており、同じセクターに属していても重要な項目が異なる可能性がある。したがって、その目的を考えた上で企業価値がきちんと図れるようなメッシュによるグルーピングの見直しを行うといったことも考えられるため、11セクターと具体的に書かないほうが良いと考える。

30. 産業別基準に対するコメントで、「グローバルなコンセンサスが得られた国際的な産業分類を開発すべき」とあるが、その次のコメントでは「11セクターに該当するかどうかの検討を企業に求めるなど」となっており、コメント間で整合性がとれていないように見受けられるため、確認いただきたい。

#### (概念フレームワーク)

31. 財務会計の場合、概念フレームワークの財務諸表の構成要素と目的が明確につながっている一方で、サステナビリティ基準では、コア・コンテンツと目的が、財務会計ほど明確につながっていないと感じる。また、財務諸表の構成要素に該当する4つのコア・コンテンツを見た際、リスクと比べて機会についての開示方法が現状わかりにくいように思う。
32. 概念フレームワークに関して、コメント案で会計基準とサステナビリティ開示基準でその「目的が微妙に異なっている」と記述があるが、どの点で目的が異なるのか、明確に記述されていないように考える。S1基準案でも、企業価値について将来キャッシュ・フローの額、時期、確実性に関する期待を反映したものである旨記載されており、当該企業価値に関する利用者の評価を助けることを目的としている以上、財務報告の概念フレームワークの目的の範疇に位置付けていると理解して良いのではないかと考える。また、サステナビリティ関連財務情報に将来予測情報等が含まれるというコメント案も、目的が異なるという指摘につながらないと考える。
33. 重要性 (materiality) に関して、重大なリスク及び機会という概念と、重要性のある情報という概念の二段階のアプローチを使っているという点については強く賛同する。この両者の関係について明確化すべきとあるが、これについては、重要性のある情報というのはS1基準案の第56項以下で明らかになっていることから、重大なリスク及び機会がどのようなものであるかといったことに焦点を当てた方が良く考える。また、S1基準案だけでなくS2基準案も、この二段階のアプローチをベースに構成すべきと考える。そして、将来的なIASB基準とISSB基準の双方を想定した際には、コメント案にあるようにIASBの「経営者による説明」実務記述書草案のアプローチとの一貫性を確保することが重要と考える。
34. 重要性 (materiality) については、事務局資料にも記載があるように、「重大な (significant)」と「重要性がある (material)」の2つの用語の適用の明確化と、ガイダンスの開発をお願いしたい。重要性の判断次第では、企業の開示情報の中身が大きく異なるリスクがあると考え。また、IFRS実務記述書公開草案を引用する



形で、省略を認めるアプローチとの整合性の整理についてコメントしているが、この点をもう少し明確にしてほしい。またこのアプローチを採用した際に、多くの開示項目に対して企業自身が開示判断を行うのは困難なように思われるため、基本的には、基準設定サイドがグローバル・ベースラインの目的のもと、最小限の指標を絞り込んだ上で、重要性があるものについて開示をするというスタンスを取るべきだと考える。

35. 「重大な (significant)」と「重要性がある (material)」の2つの用語は、日本語に翻訳した際に両方とも「重要」という表現となるため、今後の議論では、日本語としての言葉遣い (wording) の検討も必要である。
36. 会計基準とサステナビリティ開示基準では、情報の質や特性に異なる点があると認識している。また、その目的が、会計基準とサステナビリティ基準ではやや異なるものであることは指摘した方が良いと考える。

#### **(関連する財務諸表が準拠する会計基準)**

37. コメント案では、IFRS会計基準に準拠せずともIFRSサステナビリティ開示基準を適用することができることを提案している点に対して疑問を呈しているが、サステナビリティ基準の普及という観点からは、IFRS会計基準以外の採用の余地があってよいように思う。事務局において、企業価値を正しく把握できないといった具体的な懸念があれば教えてほしい。
38. IFRS会計基準に準拠せずともIFRSサステナビリティ開示基準を適用することができることを提案している点に対して疑問を呈しているコメントの表現は少し和らげた方が良く考える。仮に、IFRS会計基準とIFRSサステナビリティ基準の双方を使わないと国際会計国際基準とは言えないとすると、日本基準を採用している会社が、ISSBサステナビリティ開示基準を使うことが難しくなる可能性が出てくるものと考えられる。
39. 準拠する会計基準がIFRS会計基準であればそれは最もわかりやすいと思うが、その点に縛られすぎると、サステナビリティ開示基準が実務的に使われなくなる可能性があるため、コメントレターではそこまで強い賛同を主張しなくても良いと考える。また、「財務諸表の基礎となる会計基準を開示するよう求めるべきである」というコメントについては、具体的にはどのように開示することを求めようとしているか、教えてほしい。

**(報告企業)**

40. 財務諸表の基礎となる連結範囲をIFRSサステナビリティ開示基準の報告企業の範囲としなければならないという公開草案の内容に賛同するコメント案の基本的な考え方は理解できるが、重要性によって判断するという点を明示しても良いのではないかと考える。企業によっては相当な数のグループ会社を持ち、連結範囲内であったとしても重要性の低い企業もあると思われる中、影響の大きいグループ会社についての開示があれば十分ではないかと考える。
41. 「重要性に基づき開示を求めるべき」とのコメント案になっているが、スコープ3については、重要性がなければ開示する必要がないのか、若しくは基本的には何等かの開示が求められるものなのかということについて、重要性の定義により開示が大きく変わる部分であるため、教えてほしい。

**(つながりのある情報)**

42. コメント案の中でIAS第1号第125項を示しているが、つながっている必要のある情報については、もう少し具体的にコメントする必要があると考えている。また、そのようなガイダンスを基準の中に織り込めると良いとも考える。
43. サステナビリティ関連情報に関しては短期、中期、長期という表現の定義とも関連して、時間軸の概念をきちんと定義する必要があると考える。また、つながりのある情報については、リスクと機会のつながりや、財務情報とサステナビリティ関連財務情報とのつながりなど、つながりという表現が様々な局面で使われていることから、ガイダンスなど含めた具体的な方向付けがあると良いと考える。
44. 質疑応答の中で、会計基準としてIFRS会計基準を適用していない場合には、その差を埋めていくというやりとりがあったように認識しているが、サステナビリティ基準が、昔の調整表のようなものまで求めているのか教えてほしい。また、会計基準、サステナビリティ基準、サステナビリティ報告の相互の関係性に関して、相互参照の部分を含めて、重複やつながりがある部分を可視化できるとよりわかりやすいと考える。

**(情報の記載場所)**

45. 金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」における議論もあるため、SSBJとしてどこまで発信するかは今後考えていく必要がある。また、サステナビリティ関連財務開示の範囲や対象期間に関するコメントをどのように行っていくか

という点については、さらなる検討が必要と考えている。

46. 情報の記載場所について、相互参照により開示情報が過度に分散することを回避すべき点を言及すべきと考える。また、外部参照を認める場合にも、中核となる媒体を特定することが極めて重要だと考える。IFRS財団の目的を達成する観点からも、中核媒体について制度上の年次報告書という定めを置くことが必要だと考える。

以 上